

市長への提言 平成31年2月末日現在					
件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
球技専用の公園設置について	現在、市内のほとんどの公園に「球技禁止」の看板があります。どうか、子どもたちが気軽に野球を楽しむ公園を作ってください。また、少年野球チームが公園を独占し、他の市民が利用できない現状もありますので、対策をお願いします。	公園は、だれもが安全で自由に利用できる公共施設であり、野球などの球技は他の公園利用者等に危険を及ぼす可能性があることから、一般の公園ではお断りしています。しかし、子どもたちが数人で行うキャッチボールなど、ボールの制御が容易で比較的柔らかいボールを使用するボール遊びは、他の利用者と譲り合いながら利用できることから自由利用としています。 このため、本格的なボールやバット等を使用する場合は、専用施設がある王仁公園・中の池公園・香里ヶ丘中央公園などのグラウンドや、東部公園の東部スタジアム等をご利用いただくようお願いしています。これらのグラウンドを利用するには、予約制(有料)になっており、団体登録をしていただく必要があります。 なお、「少年野球チームの野球」についても、一般の公園ではお断りしていますので、ご指摘をいただいた状況を確認した際には、指導させていただきます。	2019/1/4	2019/2/26	みち・みどり室
学校給食のアレルギー対応について	食物アレルギーを持つ児童が安全に過ごせるように、学校給食のアレルギー対応について、メニューの改善や配膳方法の工夫を提案します。 現在の環境の見直し、安全な環境を整えてください。	教育委員会では、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」および大阪府教育委員会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、対応を行っています。 食物アレルギー対応献立表は、27大アレルゲンの記載および7大アレルゲンの色分け、除去食の提供にあたっては、食札(学校名・学年・組・名前・献立名・除去食材を記入)をつけた専用容器を使用し、取り違え等が起きないように1日1種類の除去食提供となるよう献立や食材の工夫をしています。 また、卵を使用しない食材の選定や、牛乳ではなく豆乳を使ったスパゲッティ、小麦粉を使わないかき揚げを提供するなど、調理においても工夫を続けています。 現状における対応等について、再確認を行った上で徹底を図るとともに、引き続き、食材や調理、分かりやすい献立名称の工夫を検討してまいります。	2019/1/17	2019/2/5	おいしい給食課
印鑑証明の発行について	市民サービスセンターで、印鑑証明書の発行を依頼したところ、登録カードがなければ発行できないと言われました。本人が運転免許証を持参しているにもかかわらず、発行できないのはおかしい。戸籍と同様に、本人確認ができれば発行する方が住民サービスになると思う。	本庁舎や各支所等において、印鑑登録証明書を発行する際には、印鑑登録証(カード)をコンピュータで読み込み、登録証及び印鑑登録票の登録事項と照合した後に発行するため、「印鑑登録証」の提示が必要となっています。これは、本人確認に加え、本人の意思に基づいた交付申請であることを確認する必要性から、印鑑登録証の提示と照合が義務付けられているものです。 また、市民の皆様の利便性向上のため、「証明書コンビニ交付サービス」を実施しています。マイナンバーカードに電子認証(暗証番号を登録)していただきますと、最寄りのコンビニに設置しているキオスク端末(マルチコピー機)で、印鑑登録証明書など市の証明書を取得することができます。 なお、コンビニエンスストアでの発行は、1通あたりの手数料が市の窓口より100円安くなっています。	2019/1/17	2019/2/8	市民室
バスの運行について	1時間に1本でもいいので、西長尾付近のバス停から出屋敷経由の枚方市駅行きのバスを出してほしいです。	当該バス事業者の現状としましては、乗降客数の減少等により路線廃止や減便が相次いでいます。新たなバスの運行や増便については、地元自治会など地域からの要望をいただくことにより乗降客の需要が相当数見込めるなど、状況に変化がない限り困難であると思われます。 なお、今回いただきましたご意見につきましては、バス路線の見直し等の際に、ご検討いただくようバス事業者にお伝えいたします。	2019/1/21	2019/2/18	交通対策課
小学校の学級閉鎖について	インフルエンザ蔓延を予防するため、学級閉鎖の措置をとられていますが、共働き世代が多い中、学級閉鎖への対応は大変です。 留守家庭児童会で預かっていただくか、有料であっても預かるサービスを行うなど、元気な子どもたちを預かっていただく方法を検討していただけないか。	インフルエンザ等の感染性が確認された場合の学級閉鎖等につきましては、学校保健安全法第20条に基づき、感染拡大防止の観点から、り患者の欠席率が10パーセントから15パーセントに達した時を一定の実施基準としています。市立学校園においては、り患者の欠席数及び、り患登校者数などの状況を基に、学校園医と相談の上、学級閉鎖等の実施を検討することとしており、感染拡大の恐れがある場合は、3～4日間程度を実施することとしています。 そのため、留守家庭児童会室におきましても、学級閉鎖等となった場合には、同様の観点から、登室していただけない対応とせざるを得ない状況であります。 なお、インフルエンザ等での学級閉鎖中は、り患している可能性(潜伏期間)も考えられるため、自宅待機にてお子様の健康状態にご留意いただきますようお願いいたします。	2019/1/24	2019/2/20	学務課 放課後子ども課
保育所(園)の保育料について	2人の子どもがいますが、保育所に同時に入所していないと、第2子の保育料は半額にならないのでしょうか。兄弟の歳が離れ、同時に入所していない場合も第2子は半額にしてください。	保育所(園)保育料の算出につきましては、国の基準である一定の年齢制限・所得制限等に基づき、多子計算を行っています。 本市においては、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため独自の支援策として、平成30年9月以降の保育料算出から、多子計算に係る年齢制限・所得制限を撤廃し、第3子以降の「保育料無料化」を実施したところです。 また、国においても平成31年10月以降の幼児教育・保育の無償化について、検討をされており、本市ではそのような情勢も踏まえ、保育料の負担軽減や待機児童の解消など、様々な施策に対して必要となる財源確保や、他市の施策の状況も含め検討してまいります。	2019/1/29	2019/2/8	保育幼稚園課

<p>子どもの医療費について</p>	<p>他市では、子どもの医療費負担が200円と聞きま した。枚方市は500円ですが、負担額を軽減するよう 改善してください。</p>	<p>子どもの医療費助成につきましては、大阪府の「市町村乳幼児医療費助成事業」に基づき、府内の市町村では、一律1日 500円限度として月2日までの本人負担とし、府の補助対象年齢は小学校就学前までとなっていますが、本市では、対象年 齢を上乗せして「中学校3年生」まで実施しています。 また、受給者1人当たり月最大2500円までの本人負担上限であるところ、府内では本市のみの新たな制度として、平成30 年7月診療分から、子ども医療・ひとり親家庭医療の受給者が複数人いる世帯において、1世帯当たりの受給者本人負担 の合計が月最大2500円までとする世帯単位での負担上限額を設け、子育て世帯の医療費の負担軽減に努めているところ です。</p>	<p>2019/1/29</p>	<p>2019/2/8</p>	<p>医療助成課</p>
<p>紙ごみ資源回収について</p>	<p>平成31年6月から始まる「紙類の分別回収」の出 し方について、市のホームページなどで見ることが できるような動画を作成し、市のルールを解説して いただきたいです。</p>	<p>平成31年6月から開始する「紙類の分別回収」の出し方につきましては、市ホームページに掲載するとともに、広報ひらか た4月号にチラシを折り込み、全戸配布する予定としています。 なお、ご提案いただいた「動画の作成」につきましては、6月からの分別状況を確認しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>2019/1/30</p>	<p>2019/2/12</p>	<p>減量業務室</p>
<p>固定資産税の過誤納金について</p>	<p>固定資産税等の過誤納金について、他市(要綱) のように、地方税法の規定により還付できなくなった 税相当額を返還する制度を具現化していただきた いです。</p>	<p>固定資産税及び都市計画税の賦課については、地方税法の規定に基づき、賦課期日(毎年1月1日)に登記簿に記載さ れている所有者に対し賦課しています。 また、本市においても、瑕疵ある賦課決定に伴う過誤納金を地方自治法の規定に基づいて還付できない場合について は、「枚方市固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税に係る過誤納金相当額の支払に関する要綱」を制定しており、 本規定に基づいて、該当する場合には返還をしています。 今後も、皆様の固定資産等について、適正な課税となるよう努めてまいります。</p>	<p>2019/2/12</p>	<p>2019/2/22</p>	<p>資産税課</p>